

次期クリーンセンター整備検討審議会条例の制定に
ついて

次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

次期クリーンセンター整備検討審議会条例

(設置)

第 1 条 鹿沼市環境クリーンセンターの整備に際し、本市における一般廃棄物の処理の将来像その他必要な事項について調査審議するため、次期クリーンセンター整備検討審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 本市における一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の処理の将来像に関すること。
- (2) 前号の将来像の実現に必要なクリーンセンター（鹿沼市環境クリーンセンター条例（平成 9 年鹿沼市条例第 8 号）第 2 条に規定する鹿沼市環境クリーンセンターをいう。以下同じ。）の規模、機能、技術等に関すること。
- (3) クリーンセンターにおいて実施すべき一般廃棄物の循環的な利用（循環型社会形成推進基本法（平成 1 2 年法律第 1 1 0 号）第 2 条第 4 項に規定する循環的な利用をいう。）に関すること。
- (4) クリーンセンターの整備に係る適地の評価基準に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に資するため、クリーンセンターの整備に際して検討すべき重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般廃棄物の処理について学識経験を有する者
- (2) まちづくりについて学識経験を有する者
- (3) 市内の関係団体から推薦を受けた者
- (4) 市議会の議員
- (5) 市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(専門委員)

第5条 審議会に専門の事項を調査させ、又は審議させるときは、前条に規定する者のほか、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して知識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、審議会が置かれた後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員及び専門委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年鹿沼市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 再生可能エネルギー発電設備設置審議会委員の項の次に次のように加える。

次期クリーンセンター整備検討審議会委員（学識経験を有する者のうちから委嘱された委員）	同	12,000
次期クリーンセンター整備検討審議会委員（前項の委員を除く。）	同	7,300
次期クリーンセンター整備検討審議会専門委員	同	7,300